

教育研究活性化支援経費の取扱いについて（細則）

1 使 途

教育研究活性化支援経費は、全学的レベルでの重点施策、大学の未来を担う人材への支援等に充当することとする。

なお、使途については事業年度ごとにテーマ設定を行い、次に掲げる経費をもって教育研究の活性化を促すものとする。

①戦略的・独創的な教育研究プロジェクト事業

- ・萌芽的研究の推進のための経費
- ・産学官民連携の推進のための経費
- ・知的財産の活用のための経費
- ・非常勤研究員等の重点配置のための経費
- ・若手研究者支援の充実にかかる経費

②教育研究環境高度化事業

- ・競争的資金を獲得した研究の更なる発展につながる教育研究環境改善のための経費
- ・獲得した競争的資金が円滑に執行されるための経費
- ・全学的な教育研究基盤の整備のための経費

③国際交流推進事業

- ・大学院学生、若手研究者等の海外派遣のための経費

④広報活動推進事業

- ・全学的な広報活動のための経費

⑤地域貢献推進事業

- ・地域貢献を推進するための経費
- ・地域社会との共同事業のための経費

⑥その他全学的事業で学長が認めるもの

2 財 源

教育研究活性化支援経費は、次の経費を次項により措置する。

①連携共同研究及び戦略的共同研究の間接経費

30%の間接経費を相手先に請求する。

②共同研究及び共同事業の間接経費

30%の間接経費を相手先に請求する。

③共同研究講座及び共同研究部門の間接経費

30%の間接経費を相手先に請求する。

④受託研究及び受託事業並びにその他競争的資金（競争的資金のうち、科学研究費助成事業及び研究拠点形成費補助金を除いたものをいう。以下次の⑤において同じ。）の間接経費

30%の間接経費を相手先、研究代表等に請求する。

但し、国や地方公共団体等の制度で間接経費の割合が定められているものはその割合によることとする。

また、間接経費が措置されていないものは次の⑤のとおりとする。

⑤受託研究及び受託事業並びにその他競争的資金のうち、国や地方公共団体等の制度で間接経費が措置されていないものの管理経費

一般管理費を計上できるものは、一般管理費の15%に相当する額を管理経費として研究代表者に請求する。申請等にあたり、研究代表者はこのことを踏まえ、一般管理費を積算することとする。

⑥科学研究費助成事業の間接経費

国等の制度に基づき措置される間接経費（直接経費の30%）を研究代表者等に請求する。但し、間接経費が措置されていないものは除く。

⑦研究拠点形成費補助金の間接経費

国等の制度に基づき措置される間接経費（直接経費の10%）とする。但し、間接経費が措置されていないものは除く。

⑧医師主導型臨床研究の管理的経費

医師主導型臨床研究規程に基づき定める額を相手先に請求する。

⑨寄附金の管理経費

寄附金は大学が組織として受入れるものであるとし、一律に2%に相当する額を管理経費として研究代表者に請求する。

寄附申込書において教育研究活性化支援経費の趣旨を明らかにし、当該寄附金の2%を本経費に充当することについて予め寄附者の承諾を得ることとする。

⑩「神戸大学における外部資金からのP I 等人件費支出制度に関する要項（以下、「P I 等人件費要項」という。）」により規定されるP I 等人件費相当財源の全学共通分

3 全学共通分、部局分及びその他の配分割合

①間接経費及び管理的経費

間接経費及び管理的経費については、報奨金相当分の金額を控除した上で、全学共通分と当該競争的資金を有する部局分との双方に分配することとし、配分割合は全学共通分50%、部局分50%とする（但し、治験の間接経費については全額を部局に分配する）。

また、研究活動における不正行為の対応等に関するガイドライン及び研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づき、間接経費措置額の削減等を受けた場合の対応については、上記配分割合にかかわらず、その案件ごとに協議する。

②管理経費

管理経費については、学内措置として研究代表者に請求するものであることから、全学共通分のみとする。

③企業から受入れる間接経費

企業から受入れる間接経費については、企業に対する説明責任を果たすため、企業から受入れる間接経費に係る全学共通分を「産学連携活動経費」、「特許等管理経費」に充当する。

④P I 等人件費相当財源

P I 等人件費相当財源については、P I 等人件費要項第7条により規定されるインセンティブ相当分の金額を控除した上で、全学共通分と当該競争的資金を有する部局分として、1：1の割合で分配する。

附 則

平成16年10月1日以降の契約締結、寄附申込分から適用する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行し、改正後の教育研究活性化支援経費の取扱いについて（細則）の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 21 日）

1 この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、3③、④及び⑤ただし書きを削る規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 30 年度において改正前の細則 3③に該当する者については、3③及び⑤ただし書きを削る規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成 30 年 3 月 30 日）

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2①、②及び③の適用時期は、それぞれ神戸大学組織的産学連携取扱規程、神戸大学共同研究取扱規程及び神戸大学共同研究講座及び共同研究部門規則に定めるところによる。

附則（平成31年3月29日）

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和3年3月1日）

この細則は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

<参考>

【定義】

・間接経費

教育研究プロジェクトに直接使用される直接経費に対し、教育研究プロジェクトを支える大学の共通基盤経費であることを対外的に明らかにして研究委託者に請求する経費。

・管理経費

対外的に直接経費と区分して要求しないものの、学内措置として教育研究プロジェクト経費の一部を大学の共通基盤経費として研究代表者に請求する経費。